

発泡プラスチック断熱材連絡会 御中

設計施工基準第3条に係る確認書

G基準確認第16-03号

平成28年06月20日

株式会社ハウスメ



貴協会からご提出いただいた設計施工基準第3条に係る申出書(平成28年06月15日付)について、設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり確認しましたので通知します。
保険契約申込みの際には本書写しを添付いただくようお願いします。

記

1. 工法名

発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法

2. 工法の概要

外張断熱材として発泡プラスチック断熱材(JISA9511)を用い、協会の施工マニュアル(発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント)により、断熱材相互の継目等に気密防水テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。

3. 適用しない条項

設計施工基準第9条第2項(外壁の防水)

以上